

せいそう 労働者 速報

2019年11月11日
No. 1147
東京清掃労働組合
企画・総務局

2019年度賃金確定（第3回）専門委員会交渉

担当技能長職の設置について問題を提起

改めて技能主任職の任用資格基準の緩和を求める！

11月11日、今期3回目の専門委員会交渉を実施しました。交渉内容は、「担当技能長の配置」についてです。それぞれ、現場の実態を訴えながら課題を追及してきました。

○担当技能長の配置について

担当技能長の設置にあたっては、各区でばらつきがあり、定数内や定数外、現在の技能長の前段として扱っている区などがあります。区長会に対し、改めて担当技能長の設置の趣旨を確認し、実態の把握と趣旨に添わない設置がされている区への対応を求めました。

最後に、技能主任職の任用資格基準の緩和について、将来の特別区の清掃事業を担う若手をしっかりと育てていかなければ、我われが先輩から引き継ぎ、自らの経験で培ってきた住民との信頼関係等、全てのことが無駄になってしまいます。退職不補充方針を突き付けられる中で、良質な公共サービスとしての清掃事業を目指し、日々職員が努力してきたのは、将来に向けてより良い清掃事業が後輩たちの手につなげられていくこと、その一点をモチベーションとして努力してきました。さらに、今まで採用の無かった区においても、少しずつ採用が再開され、我われの努力が報われようとしています。現実には将来の生活に不安を抱き、職場を離れていく若年層の職員も少なくありません。任用資格基準の緩和は、若年層職員に現実的な目標を持たせるという意味で大きな意義があります。

将来の特別区のため、人材の確保、育成をしっかりと行っていくには、若年層職員が将来に希望を持ち、安心して働ける環境でなければならないことを強く訴え、技能主任職の任用資格基準の緩和を最重要課題の一つとして、区長会に対し熱く訴え交渉を終了してきました。